

公益財団法人日本博物館協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本博物館協会定款（以下「定款」という。）第13条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、その適正な管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、週3日以上勤務し、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務上の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員には、報酬は支給しない。ただし、常勤理事には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事に支給することができる報酬は、一人につき年間1,200万円以内とし、会長が理事会の決議を経て、決めるものとする。
- 3 常勤理事に、賞与は支給しない。
- 4 報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第4条 役員及び評議員に、退職慰労金は支給しない。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを支給することができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。その計算方法は、別に定める職員給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な

事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本博物館協会設立の日から施行する。